

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年 9月20日(金) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 17名(委員総数19名)

会 長

副会長 6番 岩倉 節夫

委 員 1番 久保 一 2番 宮川 昭史 3番 鈴木 多計士

4番 秦 守 5番 高橋 豊文 7番 林 一典

8番 臼杵 慶幸 9番 宮井 章裕 10番 近石 義則

11番 堀江 祐二 12番 山口 靖永 13番 兼若 香寿美

14番 松浦 功 15番 栗田 美博 17番 近藤 茂義

19番 平川 裕子

欠席委員 2名

欠席者 16番 中浦 優 18番 赤股 誠司

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広

職 員 佐野 崇 岡本 尚士 宇賀 順子

議案等

議案第1号 農地法第3条許可申請書審議の件

議案第2号 非農地証明願承認の件

議案第3号 農用地利用集積計画諮問の件

議案第4号 その他

議事は次のとおり

職務代理 それではただ今より、9月の定例会を開会します。

本日 16番 中浦委員
18番 赤股委員
より欠席の届出がありますので御報告します。

出席委員は19名中 17名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。

本日の議事録署名人につきましては、5番 高橋委員、
7番 林委員、 よろしくをお願いします。

本日の議案につきましては、議案第1号から議案第3号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が 3件あります。御審議よろしくをお願いします。

職務代理 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明) (3条申請)

【番号1】 所有権移転(売買) 1筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲渡人事由 農地付き空き家取得
■申請地 川東字 番1 田 271㎡1筆 地籍合計 271㎡
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 271㎡
■自宅から申請地までの通作距離 0.05km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和6年8月9日
■現地調査実施日
令和6年9月6日
■営農計画書(様式第3号)
野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 1筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲渡人事由 経営規模拡大
■申請地 長尾字 番2 田 808㎡1筆 地籍合計 808㎡
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 17444㎡
■自宅から申請地までの通作距離 0.3km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和6年7月22日
■現地調査実施日
令和6年9月6日
■営農計画書(様式第3号)

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 280 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 3】 所有権移転（売買） 5 筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 農地付き空き家取得

■申請地 吉野字 [] 番 1 田 672 m²他 5 筆 地籍合計 3101 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 3101 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 6 年 9 月 2 日

■現地調査実施日

令和 6 年 9 月 6 日

■営農計画書（様式第 3 号）

水稻・野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 300 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

職務代理 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。
番号 1 の担当 兼若委員、よろしくお願いします。

兼若委員 (補足説明 3 条-1)
[] さん本人にはお会いできていないのですが、17 日に現地確認に行ってみました。事務局の説明通りですので、よろしくお願い致します。

職務代理 続きまして、番号 2 の担当、鈴木委員、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 3 条-2)
9 月 18 日に現地を確認致しました。同日に申請人 2 人と申請内容について確認致しました。今回の申請の農地は 7 月の定例会の時に図るべき案件でありましたが、これが残っているので、面談したときによりしくお願いしますと言われました。今回申請になったのは、売手の東京都在住の [] さんは遠い方ありますので、電話で確認致しました。この農地は現在、[] 氏が耕作しておりますので、問題はないと思います。よろしくお願い致します。

職務代理 続きまして、番号 3 の担当、高橋委員、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 3 条-3)
[] さんの件ですが、家を 2 年前に空き家バンクに登録していきまして、兵庫県の [] さんは前に善通寺市に住んでいました。まんのう町の空き家バンクで見つけて、購入したということです。現状この農地は [] さんから借りて [] さんが耕作しています。[] さんは、今すぐに農業をするのは無理ですが、名義

を変えて■■■■さんに手助けしてもらい耕作していくようです。よろしくお願いします。

職務代理 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。
皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

職務代理 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第1号
について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

職務代理 異議なしということで、議案第1号について、原案のとおり
許可することに決定しました。ありがとうございます。

職務代理 続きまして、議案第2号、非農地証明願承認の件を議題とします。今月の議案
には「議事参与の制限」に該当する案件があります。2番の案件については、
宮井委員に、のちほど御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以
外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (非農地証明 説明) (非農地証明願)

番号1 山林(荒廃)

*申請地: 川東字■■■■番2 他1筆 地目 田 計面積 388 m²

*農地区分: 第2種農地〜美合出張所より北東側約1.4kmに位置する農地。

*申請目的: 山林(荒廃)

〜本申請地は、山林に隣接した傾斜地で耕作不便なことから、
管理ができておらず、少なくとも30年以上放置され荒廃し
ている。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願
が提出されたもの。

*登記簿添付: 申請地〜2筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準

3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著
しく困難になった土地

番号3 農業用施設(倉庫)

*申請地: 新目字■■■■番2 地目 田 面積 100 m²

*農地区分: 第3種農地〜JR黒川駅より東側約150mに位置する農地。

*申請目的: 農業用施設(倉庫)

〜本申請地は、所有の宅地と農地に隣接しており、利便性が良いことか
ら倉庫を建て、農業用倉庫用地として利用してきました。地目を現況
どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付: 申請地〜1筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5) イ

耕作の事業を行う者が、その農地(2アール未満のものに限る。)を自らの耕作
又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合

- 職務代理 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。
す。番号1の担当、山口委員よろしくお願いします。
- 山口委員 (補足説明 非-1)
14日に現地を確認致しました。昭和59年か60年の事業で圃場整備をした
ときの、事業ができなかった農地だと思います。問題ないと思います。よろし
くお願い致します。
- 職務代理 続きまして、番号3は私が説明します。
- 岩倉委員 (補足説明 非-3)
■■■さん宅へ、私も確認に行きました。役場の■■■議員の直ぐ隣ですから、
色々とお話を聞いて、倉庫が元の屋敷に続いてまして一緒かなと思って聞いた
りしました。本人の方にも電話をかけて、確認を致しました。農地の方も草を
刈って、きちんとしております。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い
致します。
- 職務代理 担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)
- 職務代理 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第2号の
議事参与以外の案件について、原案のとおり承認することに異議ございませ
んか。
- 委員全員 異議なし。
- 職務代理 異議なしということで、議案第2号の議事参与以外の案件について、原案のと
おり許可することに決定しました。ありがとうございました。
- 職務代理 続きまして、2番を審議しますので、宮井委員さん、ご退席をお願いします。
(宮井委員 退席)
- 職務代理 それでは、2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (非農地-2番 説明)
番号2 山林(荒廃)
*申請地：七箇字■■■■番4 地目 畑 面積 15 m²
*農地区分：第2種農地～JR塩入駅より北東側約1kmに位置する農地。
*申請目的：山林(荒廃)
～本申請地は、山林に隣接した傾斜地で耕作不便なことから、
管理ができておらず、少なくとも30年以上放置され荒廃し
ている。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願
が提出されたもの。
*登記簿添付：申請地～1筆
適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準
3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著
しく困難になった土地

職務代理	続きまして、2 番は私が補足説明をします。
岩倉委員	(補足説明 非農地-2) この案件につきましては、先般、堀田さんと宮井さんとで私のところで勉強会をしていました。その中でタブレットを検索していましたが、私のところに山があるということで、田んぼは知っていたのですが、ここに山があるということは、タブレットを見て初めて知ったという案件でございます。そういった中で先般、宮井さんと堀田さんと私が山の方に行ったのですが、20 年以上ほったらかしで境が分からない。長男である宮井さんも分からないところですから、大体ここらへんかなという所でした。 タブレットは非常にいいなと思います。中山間部とか特に私が担当しております後山、山脇のそういったところ、竹藪の畑が物凄くあります。特に美合のほうもそうだと思います。タブレットを見ないと境が分かりにくい。タブレットの活用が非常に良かったと思います。宮井さんには、事務局の方に行って手続きしてくださいということです。一件の場合は法務局へ行って、農業委員会に持ってくるということになっております。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。
職務代理	補足説明は以上になります。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)
職務代理	質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第 2 号の 2 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
職務代理	異議なしということで、議案第 2 号の 2 番について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございました。 それでは、宮井委員さんに入室をしていただきます。 (宮井委員 入室)
職務代理	続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画諮問(しもん)の件を議題とします。今月の議案には「議事参与の制限」に該当する案件があります。12 番の案件については、のちほど近藤委員に御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。
事務局(宇賀)	(利用権設定 説明)
職務代理	事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)
職務代理	質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第 3 号の議事参与以外の案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
委員全員	異議なし。

職務代理	異議なしということで、議案第3号の議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。
職務代理	続きまして、12番を審議しますので、近藤委員さん、ご退席をお願いします。 (近藤委員 退席)
職務代理	それでは、12番について、事務局の説明を求めます。
事務局(宇賀)	(利用権設定-12番 説明)
職務代理	事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)
職務代理	質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第3号の12番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
職務代理	異議なしということで、議案第3号の12番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、近藤委員さんに入室をしていただきます。 (近藤委員 入室)
職務代理	続きまして、その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。
事務局(宇賀)	(合意解約・返還通知について説明)
職務代理	事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)
職務代理	質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
職務代理	異議なしということで、その他の1番について、承認されました。ありがとうございました。
職務代理	続きまして、その他の2番、経営改善計画認定申請書の審査についての件を議題とします。事務局の報告を求めます。
事務局(高橋)	(認定農業者について 説明)
職務代理	事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)

職務代理 質疑等もないようですので、その他の２番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

職務代理 異議なしということで、その他の２番について、承認されました。ありがとうございました。

職務代理 続きまして、その他の３番、換地計画に対する同意についての件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (換地計画同意について 説明)

職務代理 事務局の説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

職務代理 質疑等もないようですので、その他の３番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

職務代理 異議なしということで、その他の３番について、承認されました。ありがとうございました。

職務代理 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

職務代理 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)
 １０月の予定についてお知らせ致します。

農地法申請	１０月 ４日(金)	締め切り
農用地利用計画変更申出書	１０月１０日(木)	締め切り
定例会	１０月２１日(月)	午前９時３０分から

職務代理 (閉会あいさつ)
 以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。